

平成7年9月30日 制定 平成12年10月14日一部追加  
平成8年10月12日一部改正 平成18年10月28日一部改正

## 日本音楽教育学会選挙管理委員会規定

第1条 本会会則第10条1項, 3項および細則第24条にもとづき, 選挙管理委員会をおく。

第2条 この委員会は, 次の事項を取り扱う。

- (1) 会長選挙の管理・運営
- (2) 理事選挙の管理・運営

第3条 会長選挙の管理および運営に当たり, 次の事項を扱う。

- (1) 選挙資格者, 被選挙資格者名簿の確定
- (2) 会長選挙の公示
- (3) 投票用紙などの様式, 実施要領, 記載事項等の確認と配布
- (4) 開票作業と有効票の決定
- (5) 当選者に対する当選通知
- (6) 確定得票数の理事会への通知 (一週間以内)
- (7) 選挙結果の会員への報告 (投票総数, 投票率, 当選者および次点者の氏名と得票数)

第4条 理事選挙の管理および運営に当たり, 次の事項を扱う。

- (1) 選挙資格者, 被選挙資格者名簿の確定
- (2) 各地区の理事定数の確定 (細則第20条参照)
- (3) 投票用紙などの様式, 実施要領, 記載事項等の確認と配布
- (4) 開票作業と有効票の決定
- (5) 当選者に対する当選通知
- (6) 確定得票数の理事会への通知 (一週間以内)
- (7) 選挙結果の会員への報告 (地区ごとの投票総数, 投票率, 当選者および次点者の氏名)

第5条 選挙管理委員会への委任として, この規定に定めるもののほか, 会長・理事選挙実施と当選者確定に必要な事項は, 選挙管理委員会が決定する。

第6条 この委員会は, 現理事を除く会員の中から会長委嘱による5名の委員によって構成する。ただし, 選挙管理委員が役員に就任した場合は, 直ちに委員を辞するものとする。なお, 欠員者については, 役員でない者をもって補い, その任期は前任者の残任期間とする。

第7条 委員の任期は2年とする。ただし, 再任は妨げない。

第8条 委員会に委員長および副委員長各1名を置き, 委員の中からそれぞれ互選する。委員長は委員会を招集し, その議長となる。副委員長は委員長を補佐し, 必要に応じてその職務を代行する。

第9条 委員会は, 選挙前に全委員による会議を開き, 選挙に関する事務その他について協議決定する。

第10条 選挙実施要領は別に定める。

### 附 則

この規定は, 平成18年10月28日から施行する。

平成7年9月30日 制定 平成18年10月28日 改正  
平成8年10月12日一部追加 2019年10月19日 一部改正  
平成12年10月14日一部追加

## 日本音楽教育学会会長・理事選挙実施要領

### I 会長選挙

- 1 選挙資格者・被選挙資格者名簿の確定は、改選前年度の5月末日に行う。(細則第15・16条参照)
- 2 選挙資格者に対する投票用紙などの配布は、郵送による。
- 3 投票は郵送とし、事故防止のため二重封筒とする。「日本音楽教育学会会長選挙投票用紙」に、各位が会長候補者氏名を記入の上、まず同封の「投票用封筒」に封入し、さらに「日本音楽教育学会会長選挙投票用紙在中」封筒に封入した後、返送する。
- 4 投票用紙・投票用封筒・返送用封筒は、本会所定のものとする。
- 5 第2項の郵送に際して、委員会は投票用紙などの他、次のa) b) c) 等を記載した「日本音楽教育学会会長選挙公報」を同封しなければならない。
  - a) 被選挙資格者名簿(五十音順)
  - b) 投票期限
  - c) その他投票上の注意事項
- 6 (1) 会長選挙は単記無記名投票により行う。その際、被選挙資格者以外への投票は無効とする。
  - (2) 得票順1位の獲得者を当選者とする。
  - (3) 得票同数の時は、当該者間の抽選により決定する。
  - (4) 当選者は、原則として会長を辞任することはできない。ただし、特別な事情がある場合は、理事会へその理由を述べ、了承を得て辞退することができる。
  - (5) 辞退者が生じた場合、次点者を繰り上げて当選者を確定する。

### II 理事選挙

- 1 選挙資格者・被選挙資格者名簿の確定は、改選前年度の5月末日に行う。(細則第15条・第17条)
- 2 選挙資格者に対する投票用紙などの配布は、郵送による。
- 3 投票は郵送とし、事故防止のため二重封筒とする。「日本音楽教育学会理事選挙投票用紙」に、各位が選出したい会員の会員番号と氏名を記入の上、まず封筒の「投票用封筒」に封入し、さらに「日本音楽教育学会理事選挙投票用紙在中」封筒に封入した後、返送する。
- 4 投票用紙および投票用封筒・返送用封筒は、本会所定のものとする。
- 5 第2項の郵送に際して、委員会は投票用紙などの他、次のa) b) c) d) 等を記載した「日本音楽教育学会役員(地区選挙理事)選挙公報」を同封しなければならない。
  - a) 地区別会員数および理事定数。
  - b) 被選挙資格者名簿
  - c) 投票期限
  - d) その他投票上の注意事項
- 6 理事選考の手続き

- (1) 理事選挙は、正会員による無記名投票とする。その際投票用紙の記名人数に満たない投票も有効とする。
- (2) 当選者の決定は、得票順とする。
- (3) 同点者が生じた場合は、選挙管理委員会において抽選により決定する。
- (4) 理事当選者に会長当選者が含まれている場合は、会長当選者の所属地区の次点者を理事当選者とする。
- (5) 当選者は、原則として理事を辞退することはできない。ただし、特別な事情がある場合は、会長へその理由を述べ、了承を得て辞退することができる。
- (6) 辞退者が生じた場合は、得票数の多い順に繰り上げて当選者を確定する。

#### 附 則

この要領は、2019年10月19日より施行する。